

ブルムの財政金融政策をめぐって

村 岡 ひとみ

I. はじめに

近年、フランス資本主義研究におけるディリジスム概念の導入は、注目に値する動向といえる⁽¹⁾。ディリジスムとは、もともと「ディリジエ＝指導し方向づける」という語源に由來した言葉であるが、第一次大戦期のフランスで使用され始め、1930年代の「管理経済」論のなかで普及してきたといわれている。今日では、ディリジスムを、国家が経済活動を直接的或いは間接的に方向づけるすべてのシステムとして、いわば超歴史的概念として捉え、かかる分析視角から、コルベール体制下におけるフランス重商主義の諸政策、ナポレオン一世および三世の経済政策、人民戦線期の国有化政策、第二次大戦後におけるフランスの混合経済体制等々、個別的研究が着手されはじめている⁽²⁾。

ディリジスムを世界史を貫通する超歴史的概念として捉えるべきか否かは、今後の検討課題とし、本稿では、当面、第二次大戦後のフランス経済を特徴づけた「協調経済」或いは「混合経済」は、1930年代のブルム政権の財政金融政策に歴史的に淵源を求めることができるものと理解し、フランス版ニューディールと称された同政策において、かかるディリジスム、いわゆる国家の経済管理志向がどのように具現されていたのかを、整理していくこととする。

1930年代という時代は、歴史上未曾有の大恐慌の発生によって資本主

義体制崩壊の危機に直面した時代であったが、フランスにおいても、恐慌脱出のための新しい経済政策の模索が試みられ、かかる課題に応えるものとして登場したのが、1936年6月4日成立した、社会党、急進社会党、共和社会同盟からなる三党連合政府、いわゆる第一次ブルム人民戦線内閣であった。この第一次ブルム人民戦線内閣が打ち出したいわゆる「ブルムの実験」を、まさに、従来の自由放任政策にかわる「管理経済」志向の政策と捉えることができるのであり、さらに言えば、労働側の視点に立ったディリジズムの一つの試みとして、また、第二次大戦後の「混合経済」体制への枠組み創出という歴史的意義を担った政策として理解することができるるのである。「国民所得全体を増大させるための構造的改革の意志の最初の表現」というアンドレ・フィリップの言葉を引用して、阪上孝氏がいみじくも言い表しているように⁽³⁾、ブルム政権は、通貨の対外的価値一辺倒の従来の政策と訣別し、先駆的な政策である国内需要—国内市場優先の政策を採用した点で画期的な政権といえよう。また、1930年代という時代において計画の観念ほど流行した観念はない⁽⁴⁾といわれているが、ブルム政権の発足によって経済管理、計画化への志向が具体的な形態として表現されていったのである。かくて、同政権の下、官界、財界、労働界のテクノクラートが自由主義的政策路線と対決しつつ、フランス資本主義の相対的後進性、技術的遅滞の克服の方向として、合理化・近代化を共通目標に「管理経済」を押し進めていったのであり、「ブルムの実験」は、かかる管理経済志向が恐慌克服という現実の政策課題に、どのような処方箋を出すことができたのか、歴史的に試されたものと捉えることができる。

ブルム政権の成立要因については既に拙稿で詳しく分析しているが⁽⁵⁾、基本的には、フランス金融資本の脆弱性に起因するといえる。経済的危機の渦中でフランス資本主義の構造的特質、すなわち中小企業及び農民層の広範な存在が浮彫りにされ、こうした中産階級そして労働者階

級の利益擁護の立場に立脚した政権への時代的要請に応えるものとして登場したと規定できよう。「労働者と中間層の同盟」と称されるブルム政権は、労働者や中間層の利益優先を基本に据えて恐慌克服とフランス資本主義の構造改革——国際的にみた重化学工業化の立ち遅れ、いわゆる低生産力構造の改革に取り組むことになるのであるが、そこでは、こうした労働者や中間層の利益擁護の課題と、恐慌の克服そして生産性向上=構造改革の課題とを政策体系として有機的に連関させることに成功したのか否かが検証されることになるであろう。

ともあれ、ブルム政権の政策理念は、第二次大戦中及び戦後の全国抵抗評議会綱領として継承され、さらにモネ・プランに始まる戦後の「計画化」を規定していったことは確かであり、その理念が時代を超えて受け継がれていたことの意味は大きいといえる。特に1981年5月に成立したミッテラン初期政権が掲げた政策⁽⁶⁾とブルム政権のそれとの類似性は、フランス社会の特質を考察する上で、示唆に富んでいるように思われる。ブルム政権の財政金融政策については、既に拙稿で検討したところであるが、残された課題も多い。本稿では、従来の研究成果を踏まえながら、労働側の視点に立ったディリジスムの一つの試みとして「ブルムの実験」を位置づけ、特に構造改革をめぐる問題点を中心に整理していくことにしたい。

II. 構造改革と購買力理論

第一次ブルム人民戦線内閣は、1936年4月から5月（第1回投票4月26日、第2回投票5月3日）に行われた国民議会総選挙での人民戦線派の勝利によって成立した。この勝利は第2回投票において左翼諸党間で取り交わされた立候補辞退の協定によって実現されたといえる。かかる協定によって、社会党は49議席増の146議席を確保し第一党の地位を獲

得し、急進社会党は43議席を失い、116議席で第二党となった。共産党は選挙前は僅か10議席の少数政党でしかなかったが、一挙に7倍の72議席を獲得したのであった。かくて人民戦線派381議席に対して、反人民戦線派237議席となり⁽⁷⁾、従来型の急進社会党を中心とする左翼政権ではなく、社会党を中心とする左翼政権、すなわち、社会党のレオン・ブルムを首班とする人民戦線内閣が発足したのである。

ブルム政権の政策理念は、内閣発足以前に作成された1936年1月の人民戦線綱領に集約されており、次に、その抜萃を掲げる。

= 経済的要求 =

1. 恐慌により壊滅または減少した購買力の回復をはかる——失業と工業恐慌に対して

- 国家失業基金の設置
- 賃金削減を伴わない週労働時間の短縮
- 老齢労働者への充分な退職金制度の設立による青年の就職
- 国家および諸団体の努力と地方の貯蓄への努力との結合による都市と農村における公共事業計画の迅速な実施

農業恐慌・商業恐慌に対して

- 投機と物価高との戦いを行う、卸売価格と小売価格の差を縮小することによる農産物の価値回復
- 生産者と消費者からの投機による利得の天引きをなくすための穀物公団の創設
- 農業協同組合への援助
- 硝素・カリ公団による肥料の原価引き渡し
- 過磷酸肥料およびその他の肥料の販売統制と価格決定
- 農業信用金庫の育成
- 小作料の引き下げ
- 差押えの禁止と負債の整理

- 商業資金証書の点検の遂行
- 政令によるいっさいの不正の、完全かつできるだけすみやかな廃止と、これらの政令によってその生活に最も大きな打撃を受けた人々を脅かしている諸方策の即時禁止

2. 貯蓄の強奪と戦い、よりよい金融組織の設立をめざす

- 銀行家業務の規制
- 銀行および株式会社の貸借対照表の再規制
- 退職、休職公務員が株式会社重役会の一員になることの禁止
- 現在私営銀行であるフランス銀行をフランス国銀行とすること
- フランス銀行理事会の廃止
- 立法機関、行政機関の代表者および労働、工業、商業、農業の各主要機関の代表者からなる評議会の恒常的な統制のもとにおけるフランス国営銀行総裁の権限拡大、小株主の利益を保障する手段を伴った資本の債券への変換⁽⁸⁾

かかる綱領に基づき、ブルム政権は、中産階級及び労働者階級の利益擁護を前提に、当面の政策目標である恐慌克服を目指すことになるのである。ブルム政権は、1936年6月7日締結された労資間におけるマティニヨン協定による7～15%の賃金引き上げの実現を皮切りに、矢継ぎ早に、有給休暇法（6月20日） 週40時間労働法（6月21日） 団体協約に関する法（6月24日） フランス銀行の改組（7月24日） 小麦公団の設置（8月15日）等々を法制化していった。ブルム政権の中心的な経済政策は、労働者や農民の所得増大による購買力増大政策にあった。前述したように、ブルム政権の政策の特質は、国内需要喚起による恐慌克服にあったが、同政権は国内需要拡大の方策を単に消費需要の増加、いわゆる大衆の購買力増大としてのみ捉えていたのではなく、公共投資

需要の拡大、すなわち公共事業の実施による需要増加の方向も追求していたのである。ブルム政権の購買力政策に対しては、マルサス的な過少消費説の誤謬を犯しているとする批判があるが、かかる批判は、同政権の政策体系における、こうした公共事業政策の軽視から導出されているようと思われる。もとより、ブルム政権によって実施された公共事業が、経済回復の梃子入れを担うには、質及び量の両面において微力であったことは確かであり、政策構想において曖昧性を内包していたことも否定できない。さらに言えば、同政権の公共事業計画の基本理念が、「労働者・農民を潤す」という点にあったために、重化学工業部門における過剰生産能力への積極的対応として展開されるものではなく、経済回復への貢献は、理念上からも期待できなかつたといえる。公共事業計画の中味をみると、3年間で200億フランの予算が立てられ(1936年度分40億フラン)、農業育成のための電化・灌漑工事と学校増設・教育設備等の一般的な改善を中心に実施された⁽⁹⁾。同政権が金融資本の排斥を前提に勤労大衆の立場からの恐慌克服を企図した当然の中味と捉えることができる。かかる公共事業による政府需要が、生産財部門の過剰生産能力の解消に大いに寄与したとはいはず、公共需要が積極的役割を果すに至らなかつたことは事実であるが、これをもって、同政権が、所得再分配政策——労働者、農民及び中小企業者の所得増大のみを追求——に終始したと理解することは的を射たものとはいえないようと思われる。

ともあれ、2週間の有給休暇と週40時間労働制の実施では、単位時間当たりの賃金増大と同時に労働時間短縮に伴う失業者の吸収、その結果としての労働者全体の所得増大が期待された。かくして、マティニヨン協定による賃金増大を加算すると、平均35%の賃金増大が予測されたのである。また、小麦公団の設置は、過剰生産のなかでの価格暴落に歯止めをかけ、小麦価格の引き上げ実現によって農民所得の増大をもたらすことが期待された。さらに、恐慌の中で破産に瀕していた農民や中小企

業を救済するための金融的措置も積極的に採用され、農業信用金庫および庶民銀行の中央金庫を媒介としたフランス銀行による救済融資が制度的に確立し、政府による財政金融政策を梃子とした本格的な恐慌対策が始動したのであった。かくて、ブルム政権の政策シナリオでは、「労働者と中間層」の所得増大による購買力増大は、企業家の生産意欲を喚起し、生産増大を生み出すことによって、結果的に生産量増大による単位当たり原価の低下をもたらし、そのことが利潤増大期待を助長し、投資拡大から経済回復へと連動するものと予想されていたのである。また、購買力増大を保証する措置として、フランス銀行の改組にみられる信用貨幣の国家管理、すなわち、総需要管理を志向する政策——積極的な大幅赤字財政支出によるマイルド・インフレーション政策への移行を準備するものとして——の採用がなされ、管理経済への第一歩が踏み出されたことも画期的なことであった。

しかし、「反平価切下げ、反デフレーション」のスローガンのもとに精力的に展開されたブルムの経済政策は、そのシナリオ通りの成果をもたらすことなく、国内工業生産の低下、失業者増大、国際収支の悪化、巨額の金流出と、経済環境の悪化を招いていったのである。ついに、1936年10月1日フラン平価の切下げを断行することになるのであるが、フラン平価切下げによる経済回復も束の間のものに終わり、1937年6月21日財政全権法案の議会での否決に総辞職を余儀なくされたのであった。何故に「ブルムの実験」が失敗したのか、従来の研究成果を踏まえながら検討していくことにする。

ブルム政権の経済政策が所期の目的を達成することができずに頓座した理由について、従来の研究を、概ね二つのグループに分けることができる。一つは政策採用時における技術的誤りとして捉える所説、一つは政策理論そのものの問題として捉える所説。まず、A.ソーヴィやJ.M.ジャヌニーは、ブルム政権の政策決定及び実施における技術的誤りに政

策失敗の原因をみている。例えば、フラン平価切下げの採用時期の遅れが——拙稿でも指摘したが、フラン平価切下げについては、ブルム首相・オリオール蔵相をはじめ社会党内でも、一般的に平価切下げの不可避性が認識されていたにも拘らず、フラン安定、貯蓄保護、均衡財政に固執する中産階級への配慮或いは妥協として「反平価切下げ」が政策目標となっていたのである。——世界価格とフランス価格との間の格差を一層拡大させ、国際競争力の低下、輸出減少をもたらしたとする。加えて、平価切下げ幅そのもの、すなわち、25~34%の平価切下げ幅では、物価上昇分を考慮すると、輸出拡大には不充分なものであったとされる。また、フラン平価切下げを決定した1936年10月1日付法律では、①現行平価の廃棄と兌換停止、②旧平価1フラン=金65.5ミリグラムから新平価1フラン=金43ミリグラム~金49ミリグラムへの変更(25.19%あるいは34.5%の平価切下げ)、③金の再評価と為替安定資金の設定、④金売買の全面的禁止、⑤金所有の申告強制と投機対策などが盛り込まれていたが、かかる金の自由取引の禁止、平価切下げによって得た再評価益への特別課税措置等が——金売買の全面的禁止により200g以上の金所有者は平価切下げ以前の旧平価でフランス銀行に金を売却するか、金価値の增加分を国庫に納入するかいずれかの義務を課された⁽¹⁰⁾——海外逃避資本の国内還流を妨げ、産業活動の停滞を助長したとされる。ブルム政権にとって、いわゆる「高利貸的」蓄積構造の改革、すなわち、海外逃避資本の還流及び国内退蔵貨幣の吸收によるかかる貨幣資本の国内での生産力化が重要な政策課題であったことは確かであった。さらに、週40時間労働法の実施時期と実施の態様の誤り、同法が1936年秋から翌冬にかけて全生産部門に、経営規模にかかわりなく一律に適用された結果(1936年6月21日可決された同法は、建築業、織物業、冶金・金属工業では1936年秋、化学工業・ガラス工業その他では1937年4月頃、実際に採用・実施されていった⁽¹¹⁾)、平価切下げによる経済回復効果を減

殺してしまったとされる⁽¹²⁾。ブルム政権がその政策を実施に移す段階で犯した、こうした誤りに、「ブルムの実験」の挫折の原因をみる所説に対して、広田功氏が、平価切下げの時期や平価切下げ幅が適切に決定かつ実施され、週40時間労働制が画一的・硬直的に採用されずに、為替管理の実施によって資本流出が阻止されたならば、「ブルムの実験」は成功したといえるのかと疑問を投げかけているが筆者も同感である。筆者には、ブルム政権が「労働者と中間層の同盟」の政権として、労働者や農民などの所得増大を図り、社会的格差を是正しながら、同時に、フランス資本主義の後進性の改革そして国際競争力の強化に成功したのか否かに問題の核心があるようと思われる。さらに言えば、ブルム政権の経済政策の中で、国民経済的視点からの再生産構造の高度化、近代化の必要性、緊急性がどのように把握され、どのような方向が打ち出されていたのか、それと購買力政策とがどのように結びつけられていたのかが、「ブルムの実験」の成否を問う上で肝要であるように思われる。また、前述したように、「ブルムの実験」は単に1930年代危機へのフランス的対応として時代的に限定して評価されるべきものではなく、むしろ戦後の「混合経済」体制の軌道を決定したプランと捉えられるのであり、そうした管理経済志向が政策構想の中で、また、実際の政策において、どのような展開をなしたのか、政策構想と現実の態様の検証のなかから「ブルムの実験」の失敗の要因も浮かび上がってくるものと考えることができる。ともあれ、技術的問題としてのみではなく、より多角的視点から、失敗の背景を探っていくことが必要であろう。

次に「ブルムの実験」の失敗を政策理論上の問題として把握する所説には、次のようなものがある。E. ウェイユーレイナル, H.W. エールマン, W. シレは、フランス産業の設備老朽化、企業家の投資意欲の欠乏、さらにいわゆる「経済的マルサス主義」が、フランス産業の技術的停滞と生産力水準の低位といった現実を生み出し、かかる「経済構造の硬直性」

が購買力増大に伴う需要拡大と衝突したことに、その挫折の原因をみていく。また M. ウォルフや T. ケンプは、一連の購買力政策による賃金増大が、必然的に企業負担増を伴うものであることから資本の信頼と協力の獲得が保証されてはじめて、その成功が期待される経済政策と労働者の要求を充足する社会政策との間の矛盾の結果としてその失敗の要因を捉えるなど、総じて、単に所得分配の再編によって景気回復が可能であると考え、生産力視点を欠落した購買力理論の楽観主義に「ブルムの実験」の失敗の要因をみている⁽¹³⁾。

これら技術上・理論上の欠陥から「ブルムの実験」の失敗を探ろうとする研究の他に、国際舞台における反ファシズム闘争という対外政策が、国内での有効な経済政策の追求を妨げたとする所説など——アメリカやイギリスとの協調外交政策の採用が、フラン平価切下げの時期や切下げ幅の決定、或いは為替管理不採用の決定等においてアメリカやイギリスの意向を汲むことを余儀なくさせ、結果的に自主的な政策決定を阻害したとする——様々な角度からの分析がなされている。

既に拙稿で詳述しているが、ブルム政権は賃金の増大及び農産物価格引き上げなどの購買力増大政策が物価騰貴を誘発しないように、1936年8月19日付法律で価格統制政策を打ち出している。同法律の公布に基づき物価監督委員会が設立され、不当な物価引き上げを監視する体制が整備されたのであった。しかし、物価抑制にはみるべき成果を上げることができず、結局、卸売価格は1936年5月から9月にかけて12%，小売価格は同期間に5.5%の上昇をみたのであった。かかる物価騰貴が工業生産や貿易に悪影響を与え、同政権を追い詰めていったことは否めない。このように、購買力政策が、結果的には、物価騰貴を招来してしまったのであるが——従って、表面的には所説にみられるように、「経済構造の硬直性」ゆえに、コスト増を生産性上昇で相殺できなかった、或いは、ブルム政権の社会・経済改革に対する資本家側の反発・サボタージュが

あったが故に生産性上昇を望み得なかつた、といえるのかもしれないが——この事実をもつて、購買力理論そのものの理論的欠陥ときめつけてしまうのには、首肯できないものがある。賃金増大及び農産物価格引き上げが、企業負担を強いると共にフランス商品の国際競争力の弱化をもたらすものであることの認識が同政権には欠除していたとする理解は、的を射たものとはいえない。むしろ、同政権が購買力政策と不可分離のものとして構造改革の必要性を意識していたにも拘らず、何故に、生産水準の上昇による賃金・農産物価格上昇分の吸い上げができなかつたのか、その経緯を探ることが肝要であるといえる。こうした検討によってはじめて、「ブルムの実験」が不成功に終わった背景が、十全な形で理解できるものと考える。

ブルム政権は購買力政策がその効果を発揮するためには、フランス特有の低生産性構造の改革が不可欠であるとの認識をもっていた。こうした認識は、具体的には、ブルム政権の強力な支持団体であった労働総同盟の「経済改革」プランに集約されていたとみることができるし、また、生産水準引き上げに向けてのブルム政権の具体的取り組みのなかにもその証左をみることができる。まず労働総同盟の「経済改革」プランを取り上げてみたい。

労働総同盟は、1935年9月の全国大会で「経済改革」プランを正式に採択したが、かかるプランは、ベルギー労働党の指導者アンリ・ド・マンによって提唱された「作業プラン」にその多くを依拠していた。アンリ・ド・マンは、恐慌からの脱出を最優先課題と捉え、「経済構造の根本的改革」を伴った労働者の賃上げによる分配の改善すなわち購買力増大による国内市場の拡大によって経済回復がもたらされるものと考えた。彼の提唱するところは、次の3点に要約できる。1. 私的セクターと並んで信用機関とすでに独占化されている主要産業の国有化による国有化セクターからなる混合経済体制を樹立し、私的セクターにたいしても信

用・通貨政策を通じて国家の指導を強化する。2. このように再組織された国民経済を国内市場の拡大の方向に導く。3. 国家と議会の改革によって真の経済的、社会的民主主義の基礎を創出する⁽¹⁴⁾。以上、国家による管理経済の方向が明確に主張され、かかる「国有化」による構造改革によってはじめて、購買力増大なる所得再分配政策が所期の目的を達することができると考えたのである。但し、アンリ・ド・マンは国有化の本質を、所有の移譲としてではなく、権威の移譲、換言すれば、管理の問題として捉えており、かかる国有化論は第二次大戦後実施されたフランスでの国有化政策に継承され、フランス独自のディリジスムの在り方として今日理解されているのである。

こうしたアンリ・ド・マンの提唱は、フランスでは労働総同盟の「経済改革」プランとして継承された。「経済改革」プランでは、金融寡頭制に対して広汎な勤労大衆を結集するという目的のために、労働時間の短縮、最低賃金制、農産物の価格保障等の要求が掲げられた。また同時に、信用機関の国有化や、地域社会と被雇用者の代表による銀行と基幹産業の管理、さらに、生産と消費を調整し、多様な経済活動を統制する権限をもつ経済組織の国家機構への導入⁽¹⁵⁾などが掲げられ、信用機関や基幹産業の国有化を権力とする国家による管理経済志向が明確に示されたのである。このように、同プランにおいても賃上げなどによる分配の改善が信用機関と基幹産業の国有化による構造改革と不可分離のものとして構想されていたことが理解できる。

だが、かかる国有化構想は、急進社会党と共産党の拒否に遇い——急進社会党は自由主義経済を標榜している政党として「管理経済」には拒否的態度を示した。また、当時、共産党は資本主義体制内での国有化を全く問題とせず、先ず、なによりも政治権力の奪取を先行させ、その後で初めて真の国有化=社会化政策のプログラムが実現できるという方針を固持して譲らなかった⁽¹⁶⁾——ブルム政権下での実際の国有化は部分

的に実現されたに過ぎなかった。1936年1月12日に発表された人民戦線共同綱領では、信用機関や基幹産業の国有化による構造改革の方向は触れられずに、国有化に関しては、軍需産業の一部国有化、フランス銀行理事会の改組、小麦公団の設置の3項目が提唱されたにすぎなかった。このように、国有化構想が後退を余儀なくされた所以は、ブルム政権が急進社会党との連立政権であったという政治的基盤からの制約によるといえよう。かくて、国有化の範囲がきわめて限定されたものになったことは、ブルム政権にとってフランス資本主義の低生産性構造改革に向けての具体的手段が奪われたことを意味し、結果的に、構造改革への取り組みを弱体化させ、購買力政策の突出を余儀なくさせていくことになるのである。ただ、フランス銀行の定款改正は、信用貨幣の国家管理を媒介に「生産の組織化」へと道を開くものであり、ブルム政権はフランス銀行との連携の下で積極的な財政金融政策を展開することが可能となつたのである。

ここで、ブルム政権下での国有化の中心であったフランス銀行の定款改正について、その概要をみていただきたい。「人民戦線の最もポピュラーな選挙公約の一つは、フランス銀行を改革し、この『金融上のバスティーユ』を私的諸利害よりも、国家により従属たらしめることであった」⁽¹⁷⁾と言われるよう、フランス銀行、換言すれば「二百家族」反対のスローガンは、当時のフランス国民が広く共鳴するところであった。ブルム政権は、1936年7月24日付法律によって、フランス銀行をいわゆる「政府の銀行」として実質的に機能させることを企図し、フランス銀行の定款改正に着手した。フランス銀行が「二百家族」の支配する金融寡頭制の牙城とみられていたのは、1803年4月14日付法律で、株主総会の構成が200名の大株主からなるものと規定されたことによる。また、同法で理事会は、総裁1名、副総裁2名、理事15名および監事3名から構成されるものと定められていたが、総裁及び副総裁は国家元首による任命であつ

たが、理事及び監事は、株主総会での選任であった。また、本来、私的利害から超越した存在であるべき総裁及び副総裁も、定款で各々100株、50株の株式保有を義務づけられていたため——その株式所有資金の調達が、多くの場合、銀行家の理事からの借入れによって賄われていた——実際には、「理事の執行代理人」的性格をもっていたといわれている。また、理事のポストは、例えば、ロスチャイルド、オタンゲ、ヌーフリーズ、マレー、ミラボー、ヴェルヌ、フェリックス等のように世襲的に受け継がれてもきていた。

ブルム政権は、二百家族の支配下にあるフランス銀行を「フランスの銀行」へと改組するために、二百家族の発言力の封じ込めを図り株主総会の民主化を実施した。まず、正副総裁については①正副総裁は株主である必要はない、②在職中、私的企業に利害関係をもつことを禁止する、③退職後3年間は、私的企業への参加、協力を禁止する。このように正副総裁を真に政府の代弁者と位置づけ、国家管理の強化が追求された。理事会については従来の理事会が廃止された。すなわち、①理事会を廃止し、役員会を設立する、②役員会は「国民の共同的利害の代表者」「信用の専門家」「信用の利用者」の三者から構成される、③18名の役員の構成の内訳は「共同的利害の代表者」9名、「専門家」と「利用者」合計9名とする、④役員は連続して3年間以上在職することは禁止され、毎年6名（3分の1）の役員が改選される。かくして、二百家族による世襲的・寡頭的な理事会支配を終焉させ、管理機構の民主化が制度的に保障されることになったのである。また、株主総会も①保有株数に関係なく全株主が総会に参加し、平等の一票行使する権利を有する、②総会は3名の監査役と2名の役員を選出する、③総会は業務報告を受け、報告に対する批判権をもつ、と改正がなされ⁽¹⁸⁾、4万名を越える株主に持株数の如何にかかわらず、一票の議決権（一人一票主義）を与え、株主総会の民主化が図られると同時に、株主総会の権限が大幅に縮小され役

員 2 名と監査役 3 名の選任にのみ限定されたのである。

このように、フランス銀行の定款改正によって、公信用と中央銀行信用との有機的連携が可能となり、総需要管理に向けて有効な財政金融政策を採用する体制が整ったことは意義深い。戦後の管理経済への第一歩が踏み出されたといえる。さらに、定款第 13 条で「大蔵省の発行に係る流動公債にして期限 3 ヶ月以内のものは国庫の利益のためにする場合を除き、フランス銀行に於て無制限に再割引を受けることができる」と定めることによって、ブルム政権は、大蔵省証券の再割引を通じていわば無制限に融資を受けることが可能となったのである。かくて、同政権はフランス銀行を名実共に「政府の銀行」として措定することによって恐慌対策に積極的に取り組むことができるようになり、例えば、中産階級の購買力増大を補強する措置として、1936 年 8 月 15 日付法律で、救済融資を実施していくのであった。

この法律は農民及び中小企業者への金融的支援が目的であったが、まず、農業信用金庫によって割り引かれた手形および倉荷証券のフランス銀行での再割引を認可した。これによって、フランス銀行での農業手形再割引総額は、1936 年 9 月 18 日の 1,000 万 フランから、11 月 27 日 60,200 万 フラン、1936 年度末には 53,900 万 フランへと増加をみた。また、同法は、庶民銀行の中央金庫で割り引かれた商業手形のフランス銀行での再割引も認可した。その結果、申請件数 15,985 件、総額にして 127,800 万 フランのうち、13,006 件、総額にして 107,500 万 フランが認められた。かくて、農業信用金庫及び庶民銀行の中央金庫からフランス銀行に提出された再割引総額は、僅か 5 ヶ月未満（8 月～12 月）でおよそ 15 億 フランに達し、それはフランス銀行の再割引総額の 6 分の 1 にも相当する金額となったのである⁽¹⁹⁾。

このように、農民及び中小企業者への救済融資によって当面の恐慌克服が追求されたのであるが、かかる財政金融政策の手段のみでは、フ

ンス経済の抱えている問題、すなわち、恐慌克服と低生産性構造からの脱却は困難であった。その点で、「構造改革」の手段として国有化が提唱されながら、きわめて限定された国有化に留まり、基幹産業の近代化・合理化が手付かずで放置されたことは、購買力増大政策の効果を減殺させる結果を招いてしまったといえる。また、ブルム政権はその政治的基盤に規定され、いわば金融資本の排斥を政策目標としていたために、フランス経済の低生産性構造の改革の具体的方向を打ち出すことができないままに、或いは、その中核的担い手を見出せないままに終わってしまったともいえよう。勿論、ミッテラン政権の足跡を辿ると、国有化によって、必ずしも、低生産性構造の改善が可能となるとは断言できないのであるが、基幹産業の国有化に代わる具体的措置が採用されなかつたことが、「ブルムの実験」を失敗に導いたといえる。

国有化を横杆としたフランス資本主義の近代化・合理化の道を閉ざされたブルム政権は、1937年初頭、自己の管轄下に科学的経営課を設置し、生産の組織化、原材料購入及び製品販売段階での合理化、製品の画一化及び大量生産方法の採用など、企業の生産合理化努力を促進するための指導を開始した。かかる合理化運動は、アメリカ・ドイツにおいて1920年代に展開された産業合理化運動とは、当然ではあるが態様を異にしていた。前述したように、「労働者と中間層の同盟」としてのブルム政権は、金融資本の排斥を政策目標に掲げていたために、勢い、その経済的基盤たる中小企業による合理化の追求にならざるをえなかつたのである。だが、製品の標準化・規格化・定型化による労働過程の改善及び大量生産方法の導入、流通過程の改善による流通費節約等の産業合理化は、零細な経営形態の中小企業にとっては至難の技であった。加えて、いわゆるティラーシステムのフランスへの紹介は、ティラーが『科学的管理の諸原則』を出版した僅か1年後の1911年にフランスで翻訳されていたのであるが、同システムの設備費および維持費に多額の出費が必要であるこ

と、同システムを管理する専門的能力をもった技術者養成の問題等により、フランスへの同システム導入は、1930年以前においてさえ、きわめて僅少であったといわれている⁽²⁰⁾。従って、恐慌発生後の長期停滞期において、産業合理化の必要性の認識は高まっていたにもかかわらず、合理化への取り組みが緩慢なものにならざるをえなかつたのは必然といえよう。

ともあれ、独占的大企業への強力な梃子入れを政策として採用しえなかつたブルム政権にとって、産業合理化運動を実効あるものにすることは、きわめて困難な課題であったといえる。次章では、購買力政策と不可分離のものと捉えられていた構造改革政策、すなわち国有化がきわめて限定されたものにならざるをえなかつた政治的背景について検討していきたい。

III. 構造改革と急進社会党

「ブルムの実験」の失敗の背景を探っていくと、ブルム政権の政治的基盤、すなわち、社会党、急進社会党、共産党との確執による政策構想の曖昧性という問題が浮かび上がってくるのであるが、本章では、特に同政権においてキャスティング・ボードを握っていた急進社会党を中心に考察を進めていくことにする。

ブルム政権成立を決定づけた1936年総選挙において、社会党が「資本家的大独占体の国民化」を訴え、また、共産党は「二百家族」金融寡頭制批判を中心に、全体として「金持ちに支払わせる」経済改革を主張したのに対して、急進社会党は農民擁護と地方商工業の復興を唱えて総選挙に臨んだのであった⁽²¹⁾。急進社会党の政治的基盤については、概ね次のような理解がなされている。例えば、中木康夫氏は、急進社会党を「農民的フランスを代表する」「農民の党」⁽²²⁾と定義づけているが、渡辺和行

氏もまた、農務省がいわば急進社会党の要塞となっていたという事実、農業共済協同組合全国連合会会長に急進社会党員が就任或いは両大戦間期に急進社会党員が農相を19回勤めたこと等から、同党は「常に小さな独立した所有者、農民、店主、職人、下級公務員、自由業」、換言すれば、農村的、地方的フランスを代表するものと捉えている。同氏によれば、こうした政治的基盤から、私的小所有と共和的秩序の守護、「大なるもの」に反対し「小なるもの」を擁護するという同党の行動様式の特徴が導き出されるとする⁽²³⁾。野地孝一氏も、急進社会党を「『中間階級』と呼ばれる多種多様の社会層を広汎に代表」する政党と定義づけ、かかる政治的基盤から、同党は本来体系的かつ一貫した政策を持つことができず、それ故に各争点の重要度が変化するのに従って、連合のパートナーを左、右と変え、いわゆる「中道派内の振子運動」を繰り返していると規定している⁽²⁴⁾。

かかる定義づけがなされる急進社会党が、自由主義経済の信奉者でありながら人民戦線内閣に参画した動因として、従来あらゆる連立政府の軸であったという同党の在り方と、議員政党なるが故に政権党であってはじめて存在意義があったことなどが挙げられよう。加えて、1935年6月に成立したラバル内閣によるデフレーション政策が——国家予算の節約・削減をはかるために549の大統領令を公布し国家官吏の俸給及び退役軍人の年金の10%引き下げ、ガス・電力料金の10%引き下げなどをはじめとするデフレーション政策を実施した——恐慌打開には無力に等しかったため、中産階級の失望と不満が鬱積し、もっと大胆な政策への期待が醸成されていたためといえる。

このように、急進社会党とはいわばフランス資本主義の構造的特質——中小企業及び農民層の広範な存在——が集約された政党と把握することができるるのであるが、ブルム政権が社会党と急進社会党との連立政権として出発した背景には、こうしたフランスにおける中小企業者及

び農民の大きな存在があったのである。ここで、この点を確認しておきたい。

フランス資本主義は第一次大戦以後、生産及び資本の急速な集積・集中を展開し金融資本の確立をみたのであるが、一方では依然として広範な中小企業及び農民を抱えていた。第一次産業の比重の高さは、デュプーの研究でも証明されているが、例えば、男子就業人口に占める農業者の割合は、1896年570万人、1921年500万人、1931年450万人、1936年、1946年には420万人と漸減しただけであった。また、産業別就業人口の比率をみても、1920年代以降、第一次産業、第二次産業、第三次産業と3部門が均衡を保ち、1930年以後は第三次産業の比重が拡大していったアメリカには勿論、イギリス・ドイツとの比較においても、フランスは第一次産業の比率の高さにおいて群を抜いていた。加えて、金融資本の確立は旺盛な資本需要を喚起し、フランス金融市场における国内有価証券発行額の比重増加を必然化させたのであるが、「高利貸的帝国主義」と称されていたように、安定的な利子取得を目的とした巨額な短期資本の輸出が依然として大きな比重を示していたことも厳然たる事実であった。このことは、換言すると、重化学工業部門を基軸とした工業部門の急速な発展も、農業部門その他全産業部門の独占資本主義体制への完全な包摂にまで至っていなかったことを物語るものであり、そのことは、とりもなおさず金融資本の国内支配体制の脆弱性として把握することができる。このように、以前として巨額に上る対外短期資本及び1929年世界市場恐慌の発生によって加速度化された夥しい短期資本の流出は、再び「高利貸的」資本蓄積のウェイトを増加させたのである。こうしたフランス資本主義のいわば外部的蓄積の比重の大きさは、小貯蓄家層としての中産階級の利害を無視しては政権を維持できないフランス的特殊性を規定していたといえる。かくて、かかる中産階級の強固なフラン信仰は、急進社会党の政策——フランの防衛・財政均衡主義、大衆貯蓄保護

の政策として具現されてきたのである。従って、ブルム政権が掲げた「反平価切下げ」のスローガンは、こうした中産階級の支持を獲得するための政策であったのであり、急進社会党との妥協の所産であったのである。

前述したように、ブルム政権が急進社会党との連立政権として出発せざるをえなかつたこと、政策決定において急進社会党の立場を配慮したものにならざるをえなかつたことが、「ブルムの実験」の曖昧性を必然化させると同時に、政策の失敗を結果させたといえる。勿論、急進主義とは心理状態であるとも言われているように、現実には急進社会党は多様な価値観を包摂していた。例えば、社会党による重要産業の「国有化」要求が、資本主義維持の中産階級・小生産者的利害を背景とする急進社会党の反対、加えて、共産党の反対にあって頓座したのであるが、つねに「大なるもの」に反対し「小なるもの」を擁護するという急進社会党の態度は、具体的には、特權者、大土地所有者、僧侶、大資本主義、権威的レジーム、道徳秩序への反対として表現され、特に「二百家族」金融寡頭制に対する敵愾心は急進社会党を左翼に結びつける重要な契機となり、従って、基本的には自由主義経済の信奉者でありながら、党内の急進派においては国有化に対しても原理的敵意はなかったともいわれている⁽²⁵⁾。しかし、もとより、急進社会党の大勢は、フランス資本主義の低生産性、後進性をまさに体現していた中小生産者及び農民の利害を代弁していたのであり、国有化政策には反対の立場を示していた。

国有化政策以外にも、急進社会党と社会党との政策上の対立は随所にみられた。例えば、週40時間労働制をめぐる対立。平田好成氏によれば、ブルム政権が法制化した法律のなかで——団体協約と有給休暇に関する法律、週40時間労働制に関する法律、公務員の給与及び在郷軍人の恩給の引き上げ及び小麦公団の設立に関する法律、準ファシスト的右翼諸団体を解散させるための法律、義務教育年限を13歳から14歳まで1年間延長し、かつ小学校教員を増員するための法律、特定の軍需産業を国

有化する法律、フランス銀行を改革する法律など——週 40 時間労働制に関する法律だけが反対票が多く、国民議会（下院）での採決は 408 票対 160 票（団体協約制に関する法律 571 票対 5 票、有給休暇制に関する法律 563 票対 1 票）、上院では 182 票対 64 票（団体協約法 279 票対 5 票、有給休暇法 295 票対 2 票）であったとされ⁽²⁶⁾、中小零細企業にとって、かかる週 40 時間労働制の適用が負担の重いものであったことが看取できる。また、急進社会党は、自由主義経済への強い執着から国家管理に對して拒否の立場に立っていたのであるが、1937 年社会党が強く主張した為替管理の導入に対しても反対した。急進社会党のジョルジュ・ボネは、為替管理が「外国との通商の国家的独占」を意味し、やがては「私信の検閲」にまで至るであろうことを述べ、「このような体制が、全体主義諸国の独裁的権力という枠組の外で成功すると考えることができようか？ わがフランスは、声高にそのような権力を望まないと言明しているのだ」と党大会で主張し、経済に対する国家的統制が容易に政治的独裁と結びつく危険性を表明した⁽²⁷⁾。

急進社会党と社会党との政策的立場の相違は、次第に急進社会党内での右派の発言力の強化となって鮮明化していくのであるが、1937 年 6 月 21 日、財政全権法案の議会での否決、第一次ブルム人民戦線内閣の総辞職後、両党はその違いをさらに明確に表明していくことになる。1 年余にわたって政権党として急進社会党との妥協を余儀なくされてきた社会党は、1937 年 7 月のマルセイユ党大会で「主要産業並びに信用の国有化」を 1936 年 1 月に発表された人民戦線綱領への追加条項として決議し、基幹産業の国有化による構造改革への道を明確に提示した。一方、急進社会党は、1937 年 10 月のリール党大会で、厳格な予算の均衡、為替管理と「構造改革」の拒否、週 40 時間労働制の緩和、工場占拠等の社会的騒擾への弾劾などを内容とする「財政、経済政策に関する決議」を、右派からの提案ではあったが、強行可決した⁽²⁸⁾。こうした決議は、週 40 時間労

働法を始めとするいわゆる社会改革立法が、中小企業にとって過重な負担となり、ブルム政権に対する不満が増大していたことの反映とみるとがきよう。中木康夫氏の指摘にもあるように、マティニヨン協定——大幅賃上げ、労働時間短縮、有給休暇など——の全産業部門への適用は、低賃金と長時間労働をもって大企業への唯一の抵抗の武器としていた広範な中小企業から、彼らの武器を奪うことを意味し、また大企業がカルテル価格吊り上げによって負担を専ら消費者に転嫁しうるのに対して、中小企業は負担を全面的に受けざるをえないが故に、その経営基盤を弱体化させてしまったのである⁽²⁹⁾。かくて、低生産性ゆえに負担増を余儀なくされた中小企業家層のブルム政権への批判が、急進社会党と社会党との離反として表面化されたものと捉えることができる。

このように、ブルム政権にとっては、「構造改革」を政策課題としえない急進社会党との連合関係が購買力政策の不可欠の前提であった国有化政策を不可能とさせ、「ブルムの実験」をその政策意図とは裏腹に、単なる所得再分配政策へと収斂させていく結果になったのである。加えて、共産党が、資本主義の枠内での国有化を改良主義とみなし、政治権力の奪取＝政治革命が経済構造改革に優先するとの基本視点をもっていたこと、また、中間層及び急進社会党との反ファシズム同盟を重視する立場から、急進社会党とともに国有化に反対し当面の直接的諸要求に経済政策を限定する点で急進社会党を支持⁽³⁰⁾したことが、同政権による構造改革への積極的取り組みを不可能にしたといえよう。また、構造改革の具体的担い手の措定においても、共産党は「金持ちに払わせよ」のスローガンに象徴されるように、いわゆる「二百家族」への恐慌負担転嫁、具体的には「10万フラン以上の年収に対する特別累進課税の導入による所得税体系の民主化」による経済回復を主張した⁽³¹⁾のに対して、社会党は、資産への過大な課税が「株式会社、ひいては多数の小預金者への打撃」となり、ひいては「常に課税の対象となりうる資本の一部を消し去って

しまう」⁽³²⁾と捉え、金融資本に対する柔軟な姿勢を示していた。がしかし、「労働者と中間層の同盟」としてのブルム政権は金融寡頭制を否定した、すなわち金融資本の排斥を前提にした経済政策の採用を余儀なくされたのであり、その当然の結果としてフランス資本主義の中核を担う独占的企業における国際競争力の強化、生産力水準の向上という政策が欠落していくことになるのである。かくして、基幹産業の国有化が否定されたブルム政権にとって、構造改革の追求は絶望的なものとならざるをえなかつた。

かかる経緯からブルム政権による生産性向上に対する取り組みは、きわめて微力なものであったと理解することができるが、このことをもって、従来の評価が肯定されるものではないと考える。すなわち、フランス経営者層が、大中小資本を問わず、技術革新と生産の拡大に恐怖を抱くマルサス主義的発想に強く影響されていた、或いは、ブルム政権もそれに規定されて老朽化した生産設備の更新を助長するような政策を無視した、いわゆる生産力視点を欠いていた、とする評価は、ブルム政権の政策理念と現実との落差をも含めた全体像を十分理解した評価とはいえないようと思われる。ともあれ、「ブルムの実験」は現実には多くの成果を残すことなく終焉したのであるが、そこで唱えられた構造改革は、第二次大戦後の、いわゆる「混合経済」体制のなかで模索され、さらに、1981年成立したミッテラン政権において、労働側の視点に立ったディリジズムとして追求されていくことになるのである。

IV. おわりに

ブルム政権が歴史的先駆者として担うことになった管理経済化への取り組みは、同政権の政治的・経済的基盤が足枷となり、十分な展開をみることができなかつた。かかる経緯から、同政権の経済介入の在り方に

については否定的な研究もみられる。例えば、P. サリーは、1930 年代の土木事業政策を分析し、30 年代の土木事業は古典的自由主義や正統的財政理論の枠組を越えるものではなく、その中にケインズ主義的政策構想や景気回復の「始動機」の役割を認めることはできないと結論づけている。このように、国家と経済の関係について消極的な見解を示した P. サリーも、1930 年代が管理経済化に向けて歴史的意義をもった時代であることは確かであるとし、具体的な態様として、土木事業実施過程における議会の財政権限の剥奪、「上層利害」の影響が強い委員会・グループ・準国家機関の実権の強化、換言すれば、「形態的にはテクノクラティックで根本的に上層利害に献身する権力が形成された」という事実を示している⁽³³⁾。土木事業という、きわめて限定された分野における研究ではあるが、こうした P. サリーの指摘を具体的に検証することが今後必要であろう。

前述したように、ブルム政権下でのディリジスムの在り方はきわめて微力なものであったが、それは、かかる試みが歴史的に時機尚早であったことと同時に、労働側の視点に立ったディリジスムの困難さを物語っているように思われる。このことは、社会格差の是正による経済成長を目指したミッテラン初期政権の足跡を思い起こさせるものである。ミッテラン政権の経済政策の検討は、今後の課題としたい。

<註>

- (1) 原輝史「フランス近現代史－労働・資本・国家」（社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣）参照
- (2) 遠藤輝明「ディリジスム研究の意義と現代的課題」（遠藤輝明編『国家と経済－フランス・ディリジスムの研究』東京大学出版会、1982 年）2～3 頁
- (3) 阪上孝「計画の観念とテクノクラートの形成」（河野健二編『ヨーロッパ－1930 年代』岩波書店 1980 年）264 頁
- (4) 阪上孝 同上論文 259 頁
- (5) 拙稿「「フランス・ニューディール」政策に関する一考察」（『北海道武藏女子短

- 期大学紀要』第8号)の参考を乞う。
- (6) 葉山滉『現代フランス経済論』日本評論社 1991年, 岩本美砂子「現代フランスにおける計画化と参加」(中木康夫編『現代フランスの国家と政治』有斐閣選書 1987年), 長部重康「“教授たちの共和国”の失敗—ミッテラン・フランス政権の軌跡—」(『中央公論』1983年5月号), 野地孝一「二極化と中道化の間で—フランス左翼連合の展開とミッテラン政権—」(篠原一編『連合政治III—デモクラシーの安定をもとめて—』岩波現代選書 1984年), 中木康夫「ミッテラン政権の成立—1981年選挙分析—」(横越英一編『政治学と現代世界』お茶の水書房 1983年) 参照
 - (7) 人民戦線派は、社会党、急進社会党、共産党、共和社会同盟、独立派、プロレタリア統一党その他であり、反人民戦線派は民主共和同盟、左翼共和党(民主同盟)、急進左派、人民民主党、保守派である。河野健二『フランス現代史』山川出版社 昭和52年 202~203頁
 - (8) 拙稿 前掲論文 113~115頁
 - (9) 拙稿 前掲論文 127~132頁
 - (10) 拙稿 前掲論文 133~134頁, 143頁
 - (11) 拙稿 前掲論文 136頁
 - (12) 広田功「フランス人民戦線崩壊過程の一側面(II)」(中央大学『商学論纂』第16巻第5号 1975年)
 - (13) 広田功 同上論文
 - (14) 阪上孝 前掲論文 261~262頁
 - (15) 湯浅赳男「30年代フランスにおける危機への対応—「改革プラン」と「人民戦線」—」(社会経済史学会編『社会経済史学』vol.46.6) 43頁
 - (16) 平田好成『フランス人民戦線論史序説』法律文化社 1977年 84頁
 - (17) 広田功「フランス人民戦線とフランス銀行改革」(『中央大学90周年記念論文集』昭和50年7月) 648頁
 - (18) 広田功 同上論文, 林昭男「ブルムの実験と財政金融政策」(『北海学園大学学園論集』第63号, 平成元年7月)
 - (19) 拙稿 前掲論文 117~119頁
 - (20) 原輝史『フランス資本主義』日本經濟評論社, 1986年 170~191頁
 - (21) 中木康夫『フランス政治史(中)』未来社, 1975年 87頁
 - (22) 中木康夫 同上書 60頁
 - (23) 渡辺和行「フランス人民戦線形成過程をめぐる—考察—急進党と人民戦線—(一)(二)(三)」(『法学論叢』108巻5号 1981年2月, 『法学論叢』109巻1号 1981年4月, 『法学論叢』109巻2号 1981年5月)

76 ブルムの財政金融政策をめぐって

- (24) 野地孝一「フランス人民戦線の崩壊—左翼議会連合の運命と政党体系の特質一」
（『思想』1980年7月号）
- (25) 渡辺和行 前掲論文
- (26) 平田好成 前掲書 99～100頁
- (27) 野地孝一 前掲論文 17頁
- (28) 野地孝一 前掲論文 20～26頁
- (29) 中木康夫 前掲書 110～111頁
- (30) 中木康夫 前掲書 83頁
- (31) 平田好成 前掲書 82～83頁
- (32) 野地孝一 前掲論文 22頁
- (33) 広田功「フランス現代資本主義研究の最近の動向」（社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣 昭和59年）145頁